

MIC Ministry of Internal Affairs

令和7年2月21日

消 防 庁

### 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改 正する政令案に対する意見公募の結果の公示及び改正政令の公布

消防庁では、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案の内容について、令和6年12月27日から令和7年1月31日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、意見の提出はありませんでした。意見公募の結果も踏まえ、本日、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令を公布しましたので併せてお知らせします。

### 1 主な改正内容

最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に係る補償基礎額の改定等を行います。概要については、<u>別紙1</u>をご覧ください。

### 2 意見募集の結果

令和6年12月27日から令和7年1月31日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、意見の提出はありませんでした。

### 3 政令の公布

消防庁では、意見募集の実施結果等を踏まえて検討し、非常勤消防団員等に係る 損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和7年政令第37号)(<u>別紙</u> 2)を本日付けで公布しました。



### 【連絡先】

消防庁国民保護・防災部地域防災室 川﨑課長補佐、高村事務官

TEL: 03-5253-7561

E-mail:syobodan\_atmark\_ml.soumu.go.jp ※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と 表示しております。送信の際には「@」に変更して ください。

令和7年2月総務省消防庁

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(概要)

### 1. 趣旨

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第72号) により、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表第4イ公安 職俸給表(一)及び第11条第3項の扶養手当支給額が改定された。

これを受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号。以下「令」という。)において、

- ・ 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額(公安職俸給表(一)を 参考に算出しているもの)
- ・ 扶養に係る補償基礎額の加算額(扶養手当支給額を参考に算出しているもの) の改定を行う。

### 2. 改正の概要

### (1) 補償基礎額の改定

①令第2条第2項第1号、別表関係

(単位:円)

階級		勤務年数	
階級	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	12, 900 (12, 500)	13, 700 (13, 350)	14, 500 (14, 200)
分団長及び副分団長	11, 300 (10, 800)	12, 100 (11, 650)	12,900 (12,500)
部長、班長及び団員	9,700 (9,100)	10, 500 (9, 950)	11, 300 (10, 800)

備考:()内書は現行の補償基礎額である。

### ②令第2条第2項第2号関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 9,100 円から 9,700 円に、最高額を 14,200 円から 14,500 円に引き上げる。

### (2) 扶養に係る補償基礎額の加算額の改定(令第2条第3項関係)

(単位:円)

政令にお	さける号	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区	分	配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22 歳に達する日 以後の最初の 3月31日まで の間にある子		60歳以上の父母 及び祖父母	22歳に達する日 以後の最初の 3月31日まで の間にある弟妹	重度心身 障害者
令和6年度	加算額 (日額)	217	333		2	17	
令和7年度	加算額 (日額)	100	383		23	17	

### 3. 施行期日等

公 布 日:令和7年2月21日 施 行 日:令和7年4月1日

適用期日:この政令による改正後の第2条第2項及び第3項並びに別表の規定

は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団 員等に係る損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以

後の期間に係る傷病補償年金等について適用する。

### 政令第三十七号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内 閣 は、 消防組織法 (昭和二十二年法律第二百二十六号) 第二十四条第一項、 消防法 (昭和二十三年法律

第百八十六号) 第三十六条の三第一項 (同条第三項において準用する場合を含む。) 並びに水防法 (昭和二

十四年法律第百九十三号)第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤 消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令 (昭和三十一年政令第三百三十五号) の一部を次の

ように改正する。

第二条第二項第二号中「九千百円」を「九千七百円」に改め、同号ただし書中「一万四千二百円」を「一

万四千五百円」に改め、 同条第三項中「又は第三号から第六号までのいずれか」を削り、 「二百十七円」を

「三百三十三円」を「三百八十三円を、 第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族

については一人につき二百十七円」 に改め、 同 条第四 項中 「(以下この項におい . T 「特定期間」 とい

う。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「一二、五〇〇」を「一二、九〇〇」に、 「一三、三五〇」を「一三、七〇〇」に、

 $\bigcirc$ 」を「一四、 $\Xi\bigcirc\bigcirc$ 」に、「一 $\bigcirc$ 、八 $\bigcirc\bigcirc$ 」を「一一、三 $\bigcirc\bigcirc$ 」に、「一一、六 $\Xi\bigcirc$ 」を「一二、一 $\bigcirc$ 

 $\bigcirc$ 」に、「九、 $\bigcirc$ 0」を「九、七 $\bigcirc$ 0」に、「九、九五 $\bigcirc$ 」を「 $\bigcirc$ 0、五 $\bigcirc$ 0」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第二項及び第三項

償の基準を定める政令第二条第一項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支

並びに別表の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補

給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同令第一条第三号に規定する傷病補償年金、 同条第四号イに

規定する障害補償年金及び同条第六号イに規定する遺族補償年金 ( 以 下 「傷病補償年金等」という。)に

ついて適用し、 同 日前に支給すべき事由の生じた損害補償 (傷病補償年金等を除く。) 及び同日前に支給

すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、 なお従前の例による。

の加算額の改定を行う必要があるからである。

最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額

## 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令 参照条文 目次

○消防団員の階級の基準(昭和三十九年消防庁告示第五号)	<ul><li>○水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)(抄)・</li></ul>	<ul><li>○消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)(抄)・</li></ul>	○消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)(抄)	○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令	(参照法令一覧)
五号)(抄)・・・・・・・・・・・・・			抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	令(昭和三十一年政令第三百三十五号)(抄).	

非常勤 別消防 団 員等に係る損 害補償の基準を定める政令 昭 和三十 一年政令第三百三十五号) (抄)

損害補償の種類)

員 又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法第六条の二第 条 という。 消防組 織 法第二 係る損害補償及び同法第四十五条の規定による水防に従事した者に係る損害補償の種類は、 十四条第一 項 の規定による非常勤 消防 団 .員に係る損害補償及び消防法第三十六条の三の規定による消防作業に従事 項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員 次に掲げるものとする。 (以 下 「非常勤水防団 でした者

療養補償

一 休業補償

一傷病補償年金

四 障害補償

イ 障害補償年金

口 障害補償一時金

五 介護補償

イ 遺族補償年金

遺族補償

1 遺族補償一時金

七 葬祭補償

(補償基礎額)

第二条 前条に規定する損害補償 (以下「損害補償」という。) は、 療養補償及び介護補償を除き、 補償基礎額を基礎として行うものとする。

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによるものとする。

属 確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)におい してい 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、 若しくは障害の状態となつた場合には、 た階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の 負傷し、 若しくは疾病にかかり、 又は公務による負傷若しくは疾病により死亡 て当該非常勤消 防 団 員 文は 非 常 勤 水防 の発生が 寸 |員が

項 消防法第二 (同法第三十条の二及び第三十六条第八項において準用する場合を含む。) の規定により消防作業に従事した者 十五条第 項若しくは第二 項 (これらの規定を同 法第三十六条第八項におい て準用する場合を含む。 (以下「消防作業従事者」 若しく は 第一 -九条第|

傷若しくは疾病により死亡し、 急業務に協力したことにより死亡し、 定により水防 日 I額に 比して公正を欠くと認められるときは、 に従事した者 同法第三十五条の十第一項の規定により救急業務に協力した者 (以下「水防従事者」という。 若しくは障害の状態となつた場合には、 負傷し、 一万四千二百円を超えない 若しくは疾病にか が消防作業若しくは水防 かり、 八千九百円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の 又は消防作業等に従事し、 範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 (以下「救急業務協力者」という。) 又は水防法第二十四 (以下「消防作業等」という。)に従事し、 若しくは救急業務に協力したことによる負 若しくは救 |条の 規

3 補償基礎額とするものとする。 親族については一人につき二百十 族とし、 下 次の各号の 非常勤消防団員等」という。 扶養親族のある非常勤消防団員等については、 V) ず れかに該当する者で、 七円を、 の事故発生日において、 非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、 第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十三円を、 前項の規定による金額に、 他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親 第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養 救急業務協力者若しくは水防従事者 それぞれ加算して得た額をもつて

配偶者 (婚姻の届出をしないが、 事実上婚姻 関 (係と同) 様 の事情にある者を含む。)

一 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

四 六十歳以上の父母及び祖父母

五 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額 て 扶養親族たる子のうちに 「特定期間」という。 十 五 にある子がいる非常勤消防 歳に達する日後 0) 最 に 初 加算 0) 团 兀 員等に した額をもつて補償基礎額とするものとする。 月 日 ついては、 から二十二歳に達する日以 前項の規定にかかわらず、百六十七円に特定期間にある当該扶養親 後の最初の三月三十一日までの 間 (以下この項に

別表

補償基礎額表 (第二条関係)

一〇、八〇〇	九、九五〇	九、一〇〇	部長、班長及び団員
一二、五〇〇	一一、六五〇	一〇、八〇〇	分団長及び副分団長
四、  〇〇	一三、三五〇	111、五〇〇	
円	円	円	団長及び副団長
	二十年未満		
二十年以上	十年以上	十年未満	
数	務年	勤	階級

### 備考

故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級によるものとする。 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、 当該事

と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算するものとする。 一の階級における勤務年数を算定する場合においては、 当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級

○消防組織法 (昭和二十二年法律第二百二十六号) (抄)

(消防団員の身分取扱い等)

第二十三条 員については地方公務員法の定めるところにより、 消防団員に関する任用、 給与、 分限及び懲戒、 非常勤の消防団員については条例で定める。 服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほ か、 常勤 の消 防団

2 消防団員の階級並びに訓練、 礼式及び服制に関する事項は、 消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(非常勤消防団員に対する公務災害補償)

第二十四条 しくは障害の状態となつた場合においては、 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、 市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族が 若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、

これらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2

(略)

- 4 -

○消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)(抄)

第二十五条 焼の防止又は人命の救助を行わなければならない。 火災が発生したときは、 当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者は、 消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延

2 前項の 場合においては、 火災の現場附近に在る者は、 前項に掲げる者の行う消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に協 力しなければならな

③ (略)

第三十六条の三 合においては、 条の十第一 、項において準用する場合を含む。 項の規定により市町村が行う救急業務に協力した者が、 市町村は、 第二十五条第二項(第三十六条第八項において準用する場合を含む。)又は第二十九条第五項(第三十条の二及び第三十六条第 政令で定める基準に従い条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を )の規定により、 消火若しくは延焼の防止若しくは人命の救助その他の消防作業に従事した者又は第三十五 そのため死亡し、 負傷し、 若しくは疾病にかかり又は障害の状態となつた場

② (略)

補償しなければならない。

③ 第一項の規定は、都道府県が行う救急業務に協力した者について準用する。

# ○水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)(抄)

(公務災害補償)

第六条の二 償しなければならない。 くは障害の状態となつたときは、 つては条例で、 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、 水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、 当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、 負傷し、 若しくは病気にかかり、 その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補 政令で定める基準に従い、 又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、 市町村又は水防事務組合にあ 若し

(略)

2

(居住者等の水防義務)

第二十四条 又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。 水防管理者、 水防団長又は消防機関の長は、 水防のためやむを得ない必要があるときは、 当該水防管理団体の区域内に居住する者

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 は水防事務組合にあつては条例で、 たことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、 つて受ける損害を補償しなければならない。 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、 水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によ 負傷し、若しくは病気にかかり、 政令で定める基準に従い、 又は水防に従事し 市町村又

第一条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、○消防団員の階級の基準(昭和三十九年消防庁告示第五号)(抄)

班長及び団員とする。